

○経済産業省告示第百九十号
電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号ロ、ハ及びニ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次の表のように改正し、令和六年十一月十五日から施行する。

令和六年十一月十四日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
（要件） 第一条（略） 一～四（略） 五[第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、当該いずれかの免状の交付を受けた後、自家用電気工作物の保安管理業務に関する講習及び自家用電気工作物の保安管理業務に関する訓練を修了した者並びに第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、当該免状の交付を受けた後、自家用電気工作物の保安管理業務に関する訓練を修了した者 二年			（要件） 第一条（略） 一～四（略） （新設） 五[前項第一号から第四号までに掲げる期間は、次の各号に掲げる全ての設備条件に適合する需要設備の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務を行う場合には、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該期間から一年を減じた期間とすることができる。		
六[（略） 2 前項第一号から第五号までに掲げる期間は、次の各号に掲げる全ての設備条件に適合する需要設備の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務を行う場合には、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該期間から一年を減じた期間とすることができる。			一～三 （略）		

(算定方法等)
第三条 (略)

事業場					換算係数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
需要設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高圧	(略)	設備容量が六十四キロボルトアンペア未満	〇・四	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 | 次の表の上欄に掲げる事業場の換算係数は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

一 小規模高圧需要設備	〇・二
二 設備容量が千キロボルトアンペア未満の高圧の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）であつて、専ら道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十七条の二第五項の電力により作動する原動機を有する自動車に電気を供給することを目的として設置するもの	〇・四

3 | 次の表の上欄に掲げる事業場の換算係数は、前二項の規定にかかわらず、当該各項に定める換算係数に、それぞれ次の表の下欄に掲げる値を乗じた値とする。

(略)	(略)
-----	-----

4 | (略)

(算定方法等)
第三条 (略)

事業場					換算係数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
需要設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高圧	(略)	設備容量が六十四キロボルトアンペア未満	〇・四（小規模高圧需要設備にあつては〇・二）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 | 次の表の上欄に掲げる事業場の換算係数は、前項の表当該事業場の項の規定にかかわらず、同項に定める換算係数に、当該事業場ごとにそれぞれ次の表の下欄に掲げる値を乗じた値とする。

(略)	(略)
-----	-----

3 | (略)